

アニメ聖地を活用した観光プロモーション動画の制作業務委託 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案協議後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託名称

アニメ聖地を活用した観光プロモーション動画の制作業務委託

2 目的

埼玉県内のアニメ聖地と周辺の観光情報等を紹介する動画を制作し情報発信することにより、アニメの聖地・埼玉の周知と観光誘客推進を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務委託内容

アニメ聖地及び周辺の観光情報等を紹介する動画制作及びノベルティ制作に必要な業務及び付随する業務一式

（1）制作方針・概要

- ア 埼玉県内のアニメ聖地及び周辺観光情報等を紹介する動画の制作を行うこと。
- イ 埼玉県のアニメ聖地及び周辺観光情報等の魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。
- ウ 十分に県及び掲載スポット関係者と連携をとり、定められた予算の中で最大限の目的を達成できるよう努力すること。
- エ 動画内で紹介したスポット等へ配布するノベルティを制作し、効果検証を実施すること。
- オ 制作した動画について、効果的な情報発信を行うこと。
- カ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。
- キ スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。

（2）動画の制作

ア 仕様・企画

データ形式：mp4

縦横比：16：9

画質：1920×1080以上

作成本数：1本以上

動画の長さ：10分以上

イ 企画提案に当たっての留意点

- (ア) 動画構成の提案については、イメージ画像を用いて提案すること。
- (イ) 埼玉県が聖地になっているアニメの情報を紹介しつつ、関係市町村に係る観光情報（観光スポット、グルメ、物産等）の魅力が伝わるような提案とすること。
- (ウ) 動画の内容や構成については、アニメファンが埼玉県を訪れたいような内容とすること。
- (エ) 動画において、可能な限りアニメのキービジュアルや場面写などを使用できるよう、著作権元と交渉を行うこと。
- (オ) 動画の出演者は1人以上とする。なお、埼玉特命観光大使の藤咲彩音氏の起用は必須とすること。
- (カ) 動画はちよこたび埼玉 YouTube チャンネルへの投稿での活用を想定している。
URL : <https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ>
- (キ) 出演者及び撮影・制作スタッフの手配に係る費用や、各アニメ作品の著作権料に関しては委託料に含めること。
- (ク) 納品後であっても成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。また、県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。
- (ケ) 動画においては、WEB 広告に使用できるサムネイル画像を作成し、納品すること。
- (コ) 出演者及び作品の権利関係を適切に処理し、最低でも1年間は使用できるようにすること。

ウ 納品期限

令和8年9月30日（水）

(3) ノベルティの制作

ア ノベルティの企画・概要

(2) の動画で紹介したスポット等で配布するノベルティを制作する。

イ 企画提案の留意点

- (ア) ノベルティの種類およびデザインは、事業者が提案するものとし、イラスト等を用いてわかりやすく提案すること。
- (イ) ノベルティには、可能な限り埼玉県が聖地になっているアニメのイラストを使用したものとし、アニメ好きが実際に足を運びたいような種類、デザインとすること。
- (ウ) 納品場所は埼玉県産業労働部観光課（〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）及びノベルティを配布する各スポットとする。なお、送料については委託費に含める。
- (エ) ノベルティを配布するスポット及び各スポットへの配布数については県と協議の上、決定する。なお、ノベルティを配布するスポットとの調整は受託者が行う。
- (オ) 納品数については、最低1,800個（枚）以上とする。
- (カ) 作品の権利関係を適切に処理し、最低でも1年間は使用できるようにすること。

ウ 納品期限

令和8年9月30日（水）

（4）制作した動画を活用したWEB広告の実施

ア アニメ好きをターゲットとし、制作した動画を活用したWEB広告を行う。

イ 開始時期

令和8年10月1日（木）から

ウ 企画提案にあたっての留意点

（ア） WEB広告の媒体については、アニメ好きに最大限リーチできる媒体を選択すること。

（イ） 広告の掲出先、期間及び想定される再生回数等定量的な目標を提案すること。

（ウ） 広告を閲覧したユーザーが、動画で紹介したアニメ聖地や周辺の観光スポット等に実際に訪れたかどうかを効果測定することができるの広告を使った配信も行うこと。

（エ） 配信する広告の媒体や種類については、企画提案時に提案すること。

（5）効果測定の実施

ア 本事業については、ノベルティとWEB広告を活用した効果測定を行う。

イ ノベルティを活用した効果測定について

（ア） （2）で制作した動画で紹介したスポット等において、（3）で制作したノベルティを配架し、来訪者に配布する。

（イ） 委託期間内において、配架したノベルティの残数を管理し、実際に訪れた人数の効果測定を行う。

ウ WEB広告における効果測定について

（ア） （4）で行うWEB広告において、広告を閲覧したユーザーが動画で紹介したアニメ聖地や周辺の観光スポット等に実際に訪れたかを確認できる種類の広告を使った配信を行い、効果測定を行うこと。

（イ） 広告による効果測定の報告については、定期的に進捗報告を行うこと。

（6）留意事項について

ア 取材、撮影が発生する場合の関連費用等は委託費用に含めること。

イ 掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係の調整を含め、受託者で手配するものとする。

ウ 著作権等の取扱いについては、「5 著作権等の取扱い」に基づき、適切に処理すること。

（7）業務完了報告書の提出

ア 契約終了後、業務完了報告書（様式第2号）とともに検査を受けること。

合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。

その場合の費用については、受託者の負担とする。

イ 提出期限

令和9年2月26日（金）まで

ウ 提出先

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当

(8) その他業務

- ア 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側の提案をもとに県と協議の上決定する。
- イ 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

業務により新たに発生した著作権は、原則として全て埼玉県に帰属する。事業に使用する画像のアニメ著作権について、他者に権利のあるものを使用する場合は、事前に使用契約等を締結する等の措置を講じておくこと。

(2) 使用素材

本業務においては、著作権、意匠権、知的財産権について、処理済の素材を使用すること。

(3) 権利関係の処理

- ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての処理及び使用料等の負担は受託者が行うこととする。
- イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。
委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が個人情報を取り扱う必要が生じた際には、埼玉県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。